

健高在第 1560 号
令和 3 年 3 月 25 日

指定訪問介護事業所 管理者各位
指定通所介護事業所 管理者各位
指定地域密着型通所介護 管理者各位

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長 水野 直樹

介護予防・日常生活支援総合事業の基準の改正について（通知）

日頃から、横浜市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年 3 月 15 日厚生労働省告示第 71 号。以下「基準告示」という。）」において、基準が示されました。本市においても、基準告示に基づき、総合事業の基準に関する要綱の改正を行います。

また、横浜市訪問型生活援助サービス（サービス A）の従業者について、次のとおり拡大します。

1 総合事業の基準に関する要綱の改正について

(1) 改正内容

基準告示に基づいた内容に改正します。

(2) 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

(3) 添付資料

基準告示 別紙 1

2 横浜市訪問型生活援助サービス（サービス A）の従業者の拡大について

(1) 従業者の拡大内容

介護予防・生活支援サービス事業のうち、横浜市訪問型生活援助サービス（サービス A）の従業者については、介護福祉士、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に規定する者（※ 1）、一定の研修（※ 2）を修了した者としています。今回、入門的研修（基礎講座及び入門講座）（※ 3）を修了した者を従業者に追加します。

※ 1 介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の課程を修了した者等

※ 2 指定事業者等において実施する、横浜市が定める標準テキスト等を用いた講義及び必要な同行訪問による研修

※ 3 介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ研修（詳細は別紙 3 を参照）

(2) 拡大の理由

横浜市訪問型生活援助サービス（サービス A）は、介護人材の不足を解消するため、訪問介護員等に加えて、訪問介護事業所が実施する一定の研修を修了した方にも担っていただき、介護人材のすそ野を広げるという考え方に基づいて実施しています。しかし、訪問介護事業所が一定の研修を実施することは、訪問介護事業所の負担となっているとの意見が寄せられています。これを踏まえて、一定の研修と同等の研修である入門的研修を

横浜市が実施し、入門的研修の修了者を横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）の従業者とすることにより、介護人材のすそ野を広げるとともに、訪問介護事業所の負担軽減を図ります。

<人員の基準（抜粋）>

	訪問介護、 訪問介護相当サービス	訪問型生活援助サービス (サービスA)
従業者の員数	常勤換算 2.5 以上	必要数
従業者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 介護職員初任者研修修了者 ・ 生活援助従事者研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 介護職員初任者研修修了者 ・ 生活援助従事者研修修了者 ・ 一定の研修修了者 ・ <u>入門的研修修了者</u>

(3) 施行日

令和3年4月1日

(4) 添付資料

ア 訪問介護員に関する研修について 別紙2

イ 介護に関する入門的研修の実施について（厚生労働省通知） 別紙3

3 改正後の基準に関する要綱について

準備ができ次第、横浜市ホームページに掲載します。

掲載場所

トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>要綱

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/youkou.html>

担当：健康福祉局高齢在宅支援課 総合事業担当
電話 045-671-2405 FAX 045-550-3612

○厚生労働省告示第七十一号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十三の六第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について次のように定め、令和三年四月一日より適用する。ただし、この告示の適用の日から令和六年三月三十一日までの間、第五条、第六条、第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準

第一条 訪問型サービス事業者（訪問型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十条の四十五第一項第一号のイに規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第三条において「医療介護総合確保推進法」という。）第五条の規定による改正前の介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。以下この条において同じ。）のサービス提供責任者は、地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態

及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

第二条 訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。）及びケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（介護保険法第一百五十一条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第三条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者（通所型サービス（介護保険法第一百五十一条の四十五第一項第一号のロに規定する第一号通所事業のうち、医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化

等の必要な措置を講じなければならない。

第五条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

一 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

二 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第六条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第七条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程（介護保険法施行規則第四百十条の六十三の五第一項第八号に規程する運営規程をいう。第九条において同じ。）の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

第八条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

第九条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う

ことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十条 通所型サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第十一条 通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条 通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

第十三条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

訪問介護員に関する研修について

別紙2

名称	介護職員初任者研修	130時間	生活援助従事者研修	59時間	介護に関する入門的研修	21時間	横浜市生活援助サービス標準テキスト	14～16時間
科目	職務の理解	6時間	職務の理解	2時間	介護に関する基礎知識	1.5時間	職務の理解と職業倫理	1時間
	介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	介護における尊厳の保持・自立支援	6時間			尊厳の保持と自立支援	1時間
	介護の基本	6時間	介護の基本	4時間	介護の基本	1.5時間	介護保険制度の理解	1時間
	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3時間				
	介護におけるコミュニケーション技術	6時間	介護におけるコミュニケーション技術	6時間			コミュニケーション技術	1時間
	老化の理解	6時間	老化と認知症の理解	9時間				
	認知症の理解	6時間			認知症の理解	4時間	認知症の理解	2時間
	障害の理解	3時間	障害の理解	3時間	障害の理解	2時間		
	こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間	こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間	基本的な介護の方法	10時間	生活支援技術	4時間
	振り返り	4時間	振り返り	2時間				
							高齢者の理解	1時間
				介護における安全確保	2時間	リスクマネジメント、緊急時の対応	1時間	
						同行訪問	2～4時間	
国の説明	介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるものである。		生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的として行われるものである。		介護に関する入門的研修は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進するため行うものである。		-	
研修の目的・ねらい	旧ホームヘルパー2級に相当する、介護実務の入門的資格		訪問介護の「生活援助」の部分を中心としたサービスの担い手を育成するための研修		介護現場での就労の際に求められる最低限度の知識・技術を習得し、安心して介護職員として就労できるようにするために実施		「総合事業」の横浜市訪問型生活援助サービス(サービスA・緩和した基準によるサービス)に従事するために実施	
研修実施機関	都道府県または都道府県が指定した研修事業者		都道府県または都道府県が指定した研修事業者		都道府県、市区町村(委託による実施も可)		市で作成した標準テキストを使用して、各サービス事業者が実施	
研修を終了して従事できる職	訪問介護員(ホームヘルパー)		訪問介護員(ホームヘルパー)		横浜市訪問型生活援助サービス従業者		横浜市訪問型生活援助サービス従業者	

【従事できるサービス】

訪問介護(身体介護) 対象:要介護、要支援、事業対象者	○		×		×		×
訪問介護(生活援助) 対象:要介護、要支援、事業対象者	○		○		×		×
横浜市生活援助サービス 対象:要支援、事業対象者	○		○		○		○
入所施設・通所施設等 (資格要件のない職種に限る) 対象:要介護、要支援、事業対象者、一般高齢者	○		○		○		○

社援基発 0330 第 1 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

介護に関する入門的研修の実施について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成 29 年 10 月 4 日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書）では、介護人材のすそ野の拡大に向けて、介護未経験者が受講しやすい入門的研修の導入の必要性が提言されており、「この入門的研修の内容については、できるだけ基本的な内容とするとともに、介護未経験者が介護分野への参入の障壁となっていることを払拭できるような内容とすることが重要」とされている。

今般、当該報告書を踏まえ、より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるようにし、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、下記の通り介護に関する入門的研修の実施に関する基本的な事項を定めたので、地域医療介護総合確保基金を活用のうえ、積極的に実施していただくとともに、管内市区町村、関係機関、関係団体等に対して周知願いたい。

記

1. 入門的研修の目的

介護に関する入門的研修（以下「入門的研修」という。）は、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進するために行うものである。

2. 入門的研修の主な対象者

入門的研修の主な対象者は、企業等で定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者などが考えられる。

なお、この他、地域住民や学生などにも幅広く研修を実施いただくことも可能である。

3. 実施主体

入門的研修の実施主体は、都道府県及び市区町村とする。ただし、民間団体への委託により実施することもできる。

また、民間団体への委託により実施する場合には、研修の趣旨や目的を的確に理解し、研修内容を適切に実施できる講師を確保している民間団体を選定するものとする。

4. 研修内容及び研修時間数

	研修科目	研修時間数	研修内容
基礎講座	介護に関する基礎知識	1.5時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護に関する相談先（市区町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所） ○ 介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など） ○ 介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど）
	介護の基本	1.5時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護における安全・安楽な体の動かし方（ボディメカニクスの活用） ○ 介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介）
入門講座	基本的な介護の方法	10時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職の役割や介護の専門性 ○ 生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法） ○ 老化の理解（老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など）
	認知症の理解	4時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症を取り巻く状況（認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など） ○ 認知症の中核症状とBPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化 ○ 認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識 ○ 認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方
	障害の理解	2時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の概念や障害者福祉の理念（ノーマライゼーションやICFの考え方）

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識 ○ 障害児者及びその家族に対する支援や関わり方 	
	介護における安全確保	2時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識 ○ 介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識
合計時間数		21時間	

5. 修了証の発行について

基礎講座及び入門講座の研修を修了した研修受講者に対して、修了証明書を発行するものとする（修了証の雛形は別紙を参照）。

6. その他の留意事項

- (1) 入門的研修の実施後、介護分野での就労を希望する者については、介護施設・事業所とのマッチング支援の実施などにより、研修修了者の介護分野への参入を支援すること。マッチング支援の実施の際には、事業者団体や都道府県福祉人材センター等と連携を図ること。
また、入門的研修修了者については、介護福祉士等の届出制度を活用して、都道府県福祉人材センターに対する届出を受け付けることとしているので、研修修了者に対して当該届出制度の周知を図るよう努めること。
- (2) 入門的研修は、基礎講座及び入門講座の二段階に分けていることから、企業等で働いている者を対象に講座を開催する場合には、基礎講座のみを実施するなど、柔軟に研修を実施することも可能であること。
- (3) 入門的研修修了者については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成30年3月30日老振発0330第1号厚生労働省老健局振興課長通知）Ⅰの6（6）及びⅡの6（4）に基づき、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修課程の一部を免除することができるものとされていること。

修 了 証 明 書

氏名

年 月 日生

上記の者は、介護に関する入門的研修
〔 基 礎 講 座
入 門 講 座
基礎講座及び入門講座 〕

を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事・市区町村長 名

(入門的研修実施事業者名)